

本 庁 各 課 (室) 長
各 地 方 機 関 の 長
各 地 域 事 務 所 長
各 教 育 機 関 の 長

} 殿

教 育 長
(公 印 省 略)

教職員に対する懲戒処分原案の基準について (通知)

このことについて、教職員が行った非違行為に対し、別添のとおり新たに「教職員に対する懲戒処分原案の基準」(以下「基準」という。)を制定するとともに、平成24年4月1日から施行し、同日以後に行われる懲戒処分から適用することとしましたので、承知願います。

つきましては、貴所属に在籍するすべての職員に対し、別添基準を配布するなどして周知を図るとともに、当該基準の制定趣旨を十分踏まえた上、改めて服務規律の確保について指導徹底願います。

なお、各教育事務所長及び各地域事務所長におかれては、当該基準の制定について、所管する各市町村教育委員会教育長あて通知願います。

記

1 基準の制定趣旨

この基準は、違法行為や全体の奉仕者としてふさわしくない非行等(以下「非違行為」という。)の代表的な事例を選び、教職員が非違行為を行った場合における教育委員会に提出する懲戒処分原案の標準的な量定を掲げたものであり、教育委員会による厳正な懲戒処分が行われること及び教職員各自に公務員としての自覚と責任を強く促し非違行為の発生抑止及び未然防止に資することを目的として制定したものである。

2 その他

「飲酒運転を行った教職員に対する懲戒処分原案の基準」(平成12年4月1日施行)及び「セクシュアル・ハラスメント等を行った教職員に対する懲戒処分原案の基準」(平成17年3月1日施行)は、廃止する。